若手を登用し
人事の刷新をはかる

四月一日付 市の人事異動

このほど市では、四月一日付で八十三人（課長六人、係長十六人主事四十人、保母二十一人）にのぼる人事異動を行なった。

異動とともに機構を改革し、総務課と市民課より、企画、厚生の両課を新設し、あらたに監査事務局を設置した。

また、五十五才以上のものを役職からはずし、若手のものから課長、係長職を起用し、人事の刷新をはかった。

〔課　長〕

企画課長　門田真一（総務課長）
総務課長　吉本太志男（建設課長）厚生課長兼福祉館長　岩崎巌（総務課人事係長）建設課長　国松栄（同課土木建築係長）

〔係　長〕

企画課＝人事秘書係長　太郎田勝（保険衛生課国保係長）企画調査係長　永田栄一（総務課主事）
総務課＝庶務文書係長　山島豊嵩（福祉事務所社会係長）管理係長　島内日出見（同課理財係長）消防防災係長　川田正雄（同消防係長）
税務課＝徴税係長　野口国夫（保険衛生課主事）
市民課＝国民年金係長　岡本隆（税務課主事）
厚生課＝庶務係長　井上新一（市民課厚生係長）厚生係長　西村健（同課主事）児童係長　野口淳夫（教委総務主事）
保険衛生課＝国保係長　浜口正義（税務課徴収係長）
産業経済課＝林業振興係長　竹村迪利（農業構造改善係長）
建設課＝土木建築係長　乾貞明（同課主事）労政庶務係長　山下泉（同庶務係長）
福祉事務所＝社会係長　高橋弘喜（税務課主事）
固定資産評価室＝土地係長　土居美夫（総務課主事）

〔主　事〕

企画課＝武内健一、浜田純、小倉愛子、関田泰子、浜田郁子（以上総務課）

土居選管事務局長

沢村社会教育課長

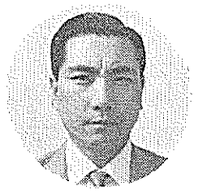
山崎厚生課長

国松建設課長

総務課＝浜田茂満（領石支所長）池本世井（出納室）池上幸美（保険衛生課）元吉恵美子（香南中学校）黒岩和（福祉事務所）
税務課＝土居彦馬（三和支所長）中田正弘（産経課）竹中寺（評価室）
市民課＝土居繁子（十市支所）原田治紀（評価室）
厚生課＝山本知一（教委社会教育課長）西内義男（西部保育所）岡本花美（市民課）山崎操（同）中沢小夜子（保険衛生課）西山紀美子（福祉事務所）
保険衛生課＝北村幸栄（十市支所長）溝淵時美（税務課）清岡君江（市民課）
産業経済課＝田岡高行（評価室長兼土地係長）橋村重春（岡豊支所長）
建設課＝浜田種美（農委事務局）森英郎（評価室）
福祉事務所＝本田幸男（選管事務局長）武市哲榮（評価室）
評価室＝岡崎聡一（建設課）
出納室＝細木経子（税務課）
領石支所＝岡林司（建設課）
三和支所＝岡田亀樹（保険衛生課）
十市支所西山幸子（三和支所）
神田良美（十市保育所長）
岡豊支所＝森田良平（選管事務局長）
監査事務局＝尾木亮温（総務課）教育委員会事務局（出向＝沢村泰誠（市民課国民年金係長）
選挙管理委員会へ出向＝土居正松（総務課庶務係長）川端柳造（産経課主事）

〔教育委員会事務局〕

社会教育課長　沢村泰誠（市民課国民年金係長）

〔選挙管理委員会事務局〕

事務局長　土居正松（総務課庶務係長）主事　川端柳造（産経課）

〔保育所〕

（所長）後免＝森田藤江（岡豊所長）東部＝池本澄子（明見所長）岡豊＝猪野重子（東部所長）岩＝西内フサエ（後免保母）十市＝浜田静枝（後免所長）明見＝山岡多恵子（前浜保母）
（保母）後免＝西村慶子（大篠）西部＝西原和喜子（岡豊）久米幸子（久礼田）東部＝藤岡浅子（西部）国府＝宮地敬子（久礼田）久礼田＝植野津子（東部）岡豊＝岩原初枝（国府）十市＝土橋三三恵（稲生）杉本静江（前浜）稲生＝古谷美生（西部）あけぼの＝笹岡弘子（稲生）前浜＝小松美喜恵
十市）大篠＝溝淵民（あけぼの）川村節子（西部）三和＝鎌倉誠子（大篠）

市民の窓口

住民異動届（転入、転居など）のしおり

市では、市民サービスの向上のため、住民異動届のしおりを全戸に配布しました。

これは、諸届出のためはるばる市役所（支所）へ来ても、印鑑を忘れた。やれ国保の被保険者証を忘れたまた、その他関連して必要な書類を忘れて来たため、もう一度家に取りに帰ったり、翌日、また出直さなければならない不便を除したのです。

その日のうちに全部の手続きをすましてあげようとしても、必要な書類がなければ、みなさんに余分な時間的、肉体的な負担をかけて市でも書類の整理が出来なくて間違いができ、思わぬ迷惑をかけないともかぎりません。

たとえば、子供が生まれたときは、出生届、住民異動届と母子手帳が必要です。このとき、あなたが国保に加入しておれば、被保険者証を持ってきて生まれた子供を国保に加えておかなければ、もし病気になったとき困ります。

また、子供が生まれたときはお祝金（助産費）が支給されます。

このほか、配給をうけている人日雇保険に加入の人など、それぞれの手続があります。

おそくとも14日以内にかならず届出をしなければなりません。

いちばん目につきやすいところにはって、いつでもわかるように心がけてください。

とありますが、これは間違いです。

届出や申請は、いままで通り領石支所および岡豊、三和、十市支所で行ないますので、間違いのないようにしてください。

支所は そのまま

住民異動届のしおりでは市民に異動ができたとき、証明や謄抄本がほしいときは領石連絡所をはじめ、瓶碧、上倉、岡豊、十市、前浜連絡所（農協）まで来ていただくか、電話で連絡してほしい。」

印鑑証明は 本人が

すでに市役所に印鑑登録をされている人は、印鑑の証明をもらえます。

ところが本人以外の人が申請されることが多いようです。

印鑑は非常に大切なもので、他人が盗用したり、本人の意志に反して他人が印鑑証明をとったりして、不動産の売買をしたため、重大な問題を起した例もあります。

市民のみなさんを疑うわけではありませんが、本人の意志であるか、ないか、はっきりしないものは、原則として、印鑑証明を発行できません。

原則としてというのは、本人が入院されて動けないとき、遠くに出張されているときなどは、その証明書をそえて、代理人が申請することができるわけです。

みなさんの不便になってはいけませんが、こと重大なものだけにかならず本人が申請することです。

市民税・固定資産税の 改正のあらまし

二、固定資産税

39年度は新しい評価年度です。本市においても国で定められた評価基準に基づいて評価が実施されています。

この評価は市町村間の評価を統一することと、地価の騰貴によって価格が実状にそわなくなったため、家屋や、償却資産または地目間でも、税負担の均衡を失った状態になったことなどによるものです。

今度の再評価によると、従来の価格に対し著しい上昇を来たす実情にあり、国が推計しているところによれば、農地は一、二倍から一、四倍、宅地は六倍から七倍、その他の土地は三倍ないし四倍程度の上昇率となっています。

したがって、その評価により税額を求めた場合、大巾な税負担の引上げとなります。このようなことから固定資産税の基本的事項はこんどの問題として検討されますが、暫定的な措置として、税負担の調査をしたこと、及び新造住宅について減税をするなどを骨子として、次のような特例が設けられています。

1、農地（田、畑）は39年度から三カ年間38年度分の課税標準額を超えるものは、38年度と同額の税負担にとどめることになっています。

2、農地以外の土地も39年度から三カ年間は、38年度の課税標準額の二、二倍の税額となります。

3、38年1月2日までに新築したり、またはされる一般新築住宅（一戸の床面積85平方メートル以下のもので、政令で定めるもの）は、新築後三年間に限り固定資産税の二分の一が減額されます。（高層建物は省略）

4、中小企業者が、経営の合理化のための機械設備などで租税特別措置法の規定によって、特別償却を認められるものにかかる固定資産税の課税標準は、新設後三年間に限り、その価格の二分の一の額とされています。

5、そのほか、土地の免税点が、二万円から二万四千円に引上げられました。

以上が今度の改正案の大要ですが、直接関係がないものについては省略してあります。